

Client Alert

2023年8月号 (Vol.116)

1. はじめに
2. 知的財産法：EUから米国への個人データの移転をGDPR上適法に行うための新たな枠組み DPF
3. 競争法／独禁法：米国 DOJ・FTC、新しい企業結合ガイドラインの草案を公表
4. エネルギー・インフラ：FIT/FIP 認定手続を厳格化する再エネ特措法施行規則改正案の概要
5. 労働法：職業安定法施行規則の改正について
6. 会社法：経産省、『社外取締役向け研修・トレーニングの活用の8つのポイント』及び『社外取締役向けケーススタディ集』を公表
7. 危機管理・コンプライアンス：経済産業省、「消費生活用製品の安全確保に向けた検討会による報告書」を公表
8. 一般民事・債権管理：トランスジェンダーである経済産業省職員に対する、女性トイレの自由な利用を認めない旨の人事院判定が、裁量権の逸脱又は濫用であるとして、違法と判断された事例（最判令和5年7月11日）
9. M&A：経済産業省、「企業買収における行動指針（案）」に係るパブリックコメントを実施
10. キャピタル・マーケット：金融庁、重要な契約の開示に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の改正案を公表
11. 税務：ストックオプション税制にかかる通達の改正について
12. 中国・アジア（ベトナム）：オフショアローンに関する通達の改正
13. 新興国（チリ）：チリ労働法の改正（法定労働時間の短縮等）
14. 国際訴訟・仲裁：ICCが国際仲裁における和解手続についてレポートを公表
15. 国際通商（投資管理）：欧州委員会（EC）によるEU外国補助金規制（Foreign Subsidies Regulation）（FSR）の施行規則の成案の採択

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2023年8月号（Vol.116）を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

Client Alert

2. 知的財産法: EU から米国への個人データの移転を GDPR 上適法に行うための新たな枠組み DPF

GDPR 上、EU から外国への個人データの移転には十分性認定や SCC (標準契約条項) 等の適法化根拠が必要です。欧州委員会は、EU から米国への個人データの移転について、2023 年 7 月 10 日に、EU-U.S. Data Privacy Framework (DPF) に対する十分性認定を採択しました。企業等は、一定のプライバシー保護に関する義務の遵守を約束することで、[米国商務省](#)に、DPF への参加を表明することができ、DPF リストに掲載された企業等に対しては、EU から米国へのデータ移転は、SCC (標準契約条項) 等に依拠することなく自由に行うことができます。

EU から米国への個人データの移転は、米国政府によるガバメントアクセス制度の存在を理由に 2020 年 7 月のシュレムス II 判決により、従前の EU から米国への個人データの移転の枠組みであるプライバシーシールドが無効になり、また、SCC (標準契約条項) による移転の場合も、このようなガバメントアクセス制度の存在を前提とした補完的措置が必要となったため、実務上の対応に困難が生じ、新たなデータ移転の枠組みの発効が待ち望まれていました。今回の DPF に対する十分性認定は、米国で諜報機関によるガバメントアクセスについてのセーフガードの強化に関する大統領令が発効して、このようなガバメントアクセス制度についての懸念が解消されたことを理由に認められたものです。

今後は、EU から米国への個人データの移転は、上記の DPF に対する十分性認定を根拠としたものも増えることが想定されます。この場合、GDPR に対応したプライバシーノーティスにおいて、移転の法的根拠の記載変更が必要となります。

また、DPF に対する十分性認定によらず、SCC (標準契約条項) に依拠した EU から米国への個人データの移転も引き続き可能であり、この場合にも、上記の大統領令による保護措置を前提として良いことが欧州委員会の [QA](#) でも明らかにされており、従前実務上の障害となっていた、SCC に依拠する場合の補完的措置の懸念も解消すると思われる。

なお、この DPF に対する十分性認定に対しては、シュレムス氏が訴訟で有効性を争うことが[想定](#)され、欧州司法裁判所で無効になる可能性がある点には留意が必要です。

パートナー 小野寺 良文

☎ 03-5223-7769

✉ yoshifumi.onodera@mhm-global.com

パートナー 田中 浩之

☎ 03-6266-8597

✉ hiroyuki.tanaka@mhm-global.com

Client Alert

3. 競争法／独禁法：米国 DOJ・FTC、新しい企業結合ガイドラインの草案を公表

米国の DOJ（司法省反トラスト局）と FTC（連邦取引委員会）は、令和 5 年 7 月 19 日、新しい Merger Guidelines（企業結合ガイドライン）の草案（「本草案」）を公表しました。DOJ と FTC は、これまでも企業結合審査のプロセスや審査基準・考慮要素等についてガイドラインを公表しており、最近のものとしては、2010 年の水平型企業結合ガイドラインや、2020 年の垂直型企業結合ガイドライン（翌年、FTC は撤回を公表）が知られています。これらガイドラインには法的拘束力はないものの、競争当局や裁判所が分析を行う際の指針とされています。本草案は、こうした過去のガイドラインを統合し、アップデートする形で作成されたものですが、従来のガイドラインと比較すると、競争を実質的に制限するおそれをより広く認めようとする当局の姿勢が明らかになっています。

すなわち、現行の 2010 年水平型企業結合ガイドラインは、水平型企業結合の場合、結合後の HHI¹が 2,500 を超える市場を高度寡占市場とし、企業結合による増分が 200 を超える場合には競争が実質的に制限される可能性があるとして推定するとしていました。これに対し、本草案は、合併後の HHI が 1,800 を超える市場を高度寡占市場とし、HHI の増分が 100 を超える場合には競争の実質的制限の可能性を推定するとして、問題となる場合の基準を引き下げています。さらに、本草案は、新たに、企業結合後の市場シェアが 30%を超え、かつ HHI の増分が 100 を超える場合も、競争の実質的制限の可能性を推定するとしています。

また、垂直型企業結合について、2020 年垂直型企業結合ガイドラインは、競争の実質的制限を推定する数値基準は定めていませんでしたが、本草案は、新たに、関連市場において当事会社の市場シェアが 50%を超える場合には、競争の実質的制限の可能性を推定するとしています。

こうした競争の実質的制限の可能性が推定される基準の引き下げに加え、本草案は、潜在的な競争を消滅させる企業結合や、単一企業による連続的な企業結合、多面的なプラットフォーム市場が検討対象となる企業結合等について、それぞれの特徴に応じた、競争上の影響を評価するための考え方を明らかにしています。

さらに、本草案は、企業結合審査に当たって、労働市場における競争が減殺され、賃金の低下や伸び悩み・労働条件の悪化・福利厚生の減少といった弊害が生じないかについても評価することを明確化した点も特徴的です。

本草案は、意見募集手続に付されており、意見募集の期限は令和 5 年 9 月 18 日となっています。本草案は、上記のとおり、従来のガイドラインよりも審査基準を厳格化するような変更を含んでおり、実務に大きな影響を与えることも考えられます。米国では、令和 5 年 6 月 27 日、企業結合計画に関する届出書の様式が 45 年ぶりに改正されるこ

¹ ハーフィンダール・ハーシュマン指数。検討対象となる市場における各事業者の市場シェア（%）を二乗し、合計した数値。

Client Alert

とが発表されており²、今後、届出・審査内容の両面で、企業結合規制が大きく変わるようになります。こうした変化により、米国で届出が必要となる M&A について、スケジュールへの影響や届出準備の負担、不承認となるリスク等がどのようなものとなるかについて、注視が必要となっています。また、本草案に見られる審査基準の厳格化と当事会社により大きな主張立証責任を課するという姿勢は、日本における最近の公正取引委員会の審査姿勢にも通じるところが多いように見受けられます。本草案に対する意見募集の結果や今後の米国当局による運用については、日本を含むその他の法域における審査への影響という観点からも今後の動向が注目されます。

パートナー 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhm-global.com

カウンセラー 竹腰 沙織
☎ 03-6266-8903
✉ saori.takekoshi@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 後潟 伸吾
☎ 092-739-8144 (福岡)
✉ shingo.ushirogata@mhm-global.com

4. エネルギー・インフラ：FIT/FIP 認定手続を厳格化する再エネ特措法施行規則改正案の概要

2023 年 7 月 21 日、FIT/FIP 制度における認定手続を厳格化する方向で再エネ特措法施行規則を改正する経済産業省令案等³の概要が公表され、パブリックコメントに付されました。以下では、その概要をご紹介します。

(1) 森林法・宅地造成等規制法・砂防三法との関係における手続厳格化⁴

以下に掲げる許認可等が必要な事業については、FIT/FIP 認定の要件として、当該許認可等を認定申請までに取得することが求められ⁵、FIT/FIP 認定の申請書に当該許認可等の処分を受けていること等を示す書類を添付することが必要となります。

- ① 森林法 10 条の 2 第 1 項の開発行為の許可
- ② 宅地造成及び特定盛土規制法 12 条 1 項及び 30 条 1 項の許可

² 詳細は、[ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER 2023 年 7 月号 \(Vol.6\)](#) をご参照ください。

³ 再エネ特措法施行規則（平成 24 年経済産業省令 46 号）及び再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針（平成 30 年経済産業省告示 53 号）の改正案が公表されていますが、本稿では後者の概要については割愛します。

⁴ かかる認定基準の強化は、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会における再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループにおいて、必要な制度的措置として取りまとめられた内容の一部を具体化するものになります。同ワーキンググループにて取りまとめられた制度的措置の内容については、[Client Alert 2022 年 12 月号 \(Vol.108\)](#) をご参照ください。

⁵ 再エネ特措法 9 条 4 項 2 号における「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」を充足するための要件として整理されています。

Client Alert

- ③ 砂防法 4 条 1 項の規定に基づく制限として行う処分
- ④ 地すべり等防止法 18 条 1 項及び 42 条 1 項の許可
- ⑤ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 7 条 1 項の許可

但し、「当該認定の申請までに当該許可等の処分を受けていることを求めないことに特段の理由がある場合」はこの限りでないものとされ、当該認定の申請に係る再生エネルギー発電設備が環境アセス（条例アセスを含みます。）の対象となる風力発電設備又は地熱発電設備の場合がこれに当たるものとして取り扱うことが明らかにされています。かかる例外に該当する場合には、認定から 3 年以内に当該許認可等を取得することを条件とした条件付認定を行うこととしつつ、(i)環境アセスの手続完了前に一連の事業に着手した場合、(ii)環境アセスの手続完了後であっても当該許認可等の取得前に開発行為に着手した場合、(iii)認定から 3 年以内に当該許認可等の取得ができなかった場合には、認定を取り消すとされています。なお、再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループにおいては、温対法上の促進区域内の案件についても、かかる認定要件の厳格化の例外とすることを検討することが示されていましたが、今回の再エネ特措法施行規則の改正案の概要においては、例外として取り扱う旨は示されていません。

また、これらの許可等の処分の要否に関する変更であって、当該許可等の処分に関連する制度の変更に伴うものについては、当該事業計画の変更は、再エネ特措法 10 条 1 項但書に定める軽微な変更には該当しないものとする（再エネ特措法施行規則 9 条の「軽微でない変更」に追加する。）旨が示されています。

(2) 屋根設置太陽光発電設備⁶に関する手続厳格化

屋根設置太陽光発電設備について、FIT/FIP 認定の基準として、新たに以下に掲げる事項が追加されます⁷。

- ① 太陽光発電設備を設ける建築物が建築基準法に基づく検査済証の交付を受けたものであること（認定申請までに工事が完了していない場合は、運転開始までに検査済証の交付を受けること）
- ② 太陽光発電設備を設ける建築物について、表題登記が完了していること（認定申請までに工事が完了していない場合は、運転開始までに表題登記を完了すること）
- ③ 太陽光発電設備の太陽電池のすべてについて、当該建築物の屋根に設けるものであること

⁶ 出力が 10kW 以上のものである場合又はその出力が 10kW 未満のものであって複数太陽光発電設備設置事業を営むものからの認定の申請である場合に限りです。

⁷ このうち①ないし④については再エネ特措法 9 条 4 項 2 号における「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」を、⑤については再エネ特措法 9 条 4 項 1 号における「電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること」を充足するための要件として整理されています。

Client Alert

④ 当該認定の申請までに当該建築物に関する工事が完了していない場合には、太陽光発電設備の運転開始までに、下記(i)(ii)(iv)の書類を提出するものであること

⑤ 太陽光発電設備について、電気事業法における工事計画（変更）届出書又は使用前自己確認結果届出書の提出を行っていること

これを受けて、屋根設置太陽光発電設備のFIT/FIP認定の申請書には、下記の書類（但し、これらの書類については、認定申請までに建築物の工事が完了していない場合は、下記の書類を運転開始までに提出することを約する書類の提出で足りるとされています。）及び当該屋根設置太陽光発電設備の太陽電池のすべてが建築物の屋根に設けられていることを示す図面の添付が求められることとなります。

- (i) 太陽光発電設備を設置する建築物に係る検査済証の写し
- (ii) 太陽光発電設備を設置する建築物の登記事項証明書
- (iii) 太陽電池のすべてが建築物の屋根に設けられていることを示す写真
- (iv) 発電設備に係る工事計画（変更）届出書又は使用前自己確認結果届出書の写し

今回の再エネ特措法施行規則の改正は、本年10月1日から施行されることが予定されています。施行日後の認定の申請については、一定の経過措置に該当する場合を除き、上記のルールが広く適用されることになると考えられます。新たなルールの適用前においても、事業者には、今回の改正の趣旨を踏まえ、安全面、防災面、景観・環境等への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念等に十分配慮して、再生可能エネルギーの適切な導入拡大を実現していくことが求められているといえます。

パートナー 小林 卓泰
 ☎ 03-5223-7768
 ✉ takahiro.kobayashi@mhm-global.com
 シニア・アソシエイト 鮫島 裕貴
 ☎ 03-5220-1858
 ✉ yuki.sameshima@mhm-global.com

5. 労働法：職業安定法施行規則の改正について

2023年6月28日、職業安定法施行規則の一部を改正する省令（「本省令」）が公布されました。本省令を受け、①求職者（労働者）の募集等における明示すべき労働条件が追加されるとともに、②手数料表等の情報を自社ホームページでの情報提供が可能になります。

まず、①について、労働者の募集や職業紹介事業者への求人の申込みの際、企業が求職者等に対して明示しなければならない労働条件に、以下の事項が追加されました。以

Client Alert

下での「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換等今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことを意味します。

- ・ 従事すべき業務の変更の範囲
- ・ 就業場所の変更の範囲
- ・ 有期労働契約を更新する場合の基準（通算契約期間又は更新回数の上限を含む）

また、②について、有料職業紹介事業者（職業斡旋により手数料をとる事業者）が事業所内に掲示しなければならない以下の事項につき、当該掲示に代えて、自社ホームページでも情報提供ができるようになります。自社ホームページ上で情報提供するに当たっては、自社の職業紹介サービスを利用する求人企業側が当該サービス利用時に必ず参照するページ等、閲覧に便利な場所に掲載いただくことが望ましいものとされています。

- ・ 手数料表
- ・ 返戻金制度に関する事項を記載した書面
- ・ 業務の運営に関する規程

本省令は、2024年4月から施行されますので、企業（②は有料職業事業者のみ）としては、上記①及び②の対応が可能となるよう、準備をする必要があります。

パートナー 荒井 太一

☎ 03-5220-1853

✉ taichi.arai@mhm-global.com

アソシエイト 澤 和樹

☎ 03-6212-8387

✉ kazuki.sawa@mhm-global.com

6. 会社法：経産省、『社外取締役向け研修・トレーニングの活用の8つのポイント』及び『社外取締役向けケーススタディ集』を公表

2023年6月30日、経済産業省（「経産省」）は、「社外取締役向け研修・トレーニングの活用の8つのポイント」（「活用のポイント」）及び「社外取締役向けケーススタディ集」（ケーススタディ集）を公表しました。これらは、社外取締役の質の向上を目的とした社外取締役の研修等に関する実態調査の結果を踏まえて作成されたものです。

1. 「社外取締役向け研修・トレーニングの活用の8つのポイント」について

活用のポイントは、社外取締役やその候補者（「社外取締役等」）が研修・トレーニング（「研修等」）を活用する際や、企業が社外取締役向けの研修等の活用方法や支援体制を検討する際に重要な下記8つのポイントについて解説しています。

Client Alert

- ① 企業が各社外取締役に対して特に期待する役割・機能を、各社外取締役等に共有・伝達し、社外取締役等がそれを理解すること
- ② 企業や社外取締役等が研修等の必要性・有益性を認識し資質等の習得・向上のための手段の一つとして活用すること
- ③ 社外取締役の相互評価や第三者機関の活用等による社外取締役の評価・フィードバックを行い社外取締役の自省の機会として活用すること
- ④ 研修等のテーマに応じて座学やグループワーク・ケーススタディを使い分ける等工夫すること
- ⑤ 全上場企業・全社外取締役に共通する基本的な知識・スキルの習得に加え、自身に特に期待される役割・機能に応じた知識・スキルの向上のための継続的な自己研鑽を行うこと
- ⑥ 就任前・就任時だけでなく就任期間中においても、社外取締役の自社に対する理解を促進する取組を企業が継続的に行うこと
- ⑦ 社外取締役が実際の取締役会等での経験だけではなく、ケーススタディや他社の社外取締役との意見交換・事例共有等の情報交換を通じて適切な振る舞いを身につけること
- ⑧ 企業が社外取締役に対して受講の機会の提供や斡旋、費用の負担等の支援策を充実させること

2. 「社外取締役向けケーススタディ集」について

ケーススタディ集は、社外取締役等の研修コンテンツの充実のため作成されたものであり、社外取締役が取締役会や各種委員会で直面するであろう場面と課題を提示し、社外取締役として求められる行動や留意すべき点等について、説問形式で解説しています。

近年、上場会社における社外取締役の数・割合が増加傾向にあるなかで、コーポレートガバナンス改革の実質化のためには、社外取締役の質の向上が必須と考えられます。各社は、社外取締役の質の向上に向けて、活用のポイントやケーススタディ集も参照しつつ、自社の実態に照らして適切な研修等を実施する必要があります。

<参考資料>

経済産業省：「「社外取締役向け研修・トレーニングの活用の8つのポイント」及び「社外取締役向けケーススタディ集」を作成しました」（2023年6月30日）

<https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230630011/20230630011.html>

パートナー 石井 裕介
 ☎ 03-5223-7737
 ✉ yusuke.ishii@mhm-global.com
 シニア・アソシエイト 香川 絢奈
 ☎ 03-5220-1847
 ✉ ayana.kagawa@mhm-global.com

Client Alert

7. 危機管理・コンプライアンス：経済産業省、「消費生活用製品の安全確保に向けた検討会による報告書」を公表

経済産業省は、2023年6月、「消費生活用製品の安全確保に向けた検討会による報告書」（「本報告書」）を取りまとめ、公表しました。

本報告書は、近年、インターネットを通じた製品取引が拡大し、海外で製造された安全性が担保されていない製品が流入しやすい状況等を受け、製品安全4法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）を巡る課題や対応策を検討した結果を取りまとめたものです。

製品安全4法は、危害発生のおそれがある製品（「PSマーク対象製品」）を指定し、製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準の遵守を義務付けています。そのため、製造・輸入事業者は、自主検査を行い技術基準に適合した製品にPSマークを表示しなければならないとされています。販売事業者等はPSマーク表示がない製品を販売・陳列してはならないとされています。

また、事後規制として、製造・輸入事業者は、重大製品事故の発生を認知した場合には、消費者庁への報告が義務付けられており、販売事業者等が重大製品事故の発生を認知した場合には、製造・輸入事業者に通知する責務があります。このように、製造・輸入事業者だけでなく、ECサイト事業者のような販売事業者においても、製品安全4法による規制の対象となっていることには留意が必要です。

本報告書では、①「ネット販売製品の事故・リコールの課題と対応」として、海外事業者によるインターネットモールを通じた日本の消費者への直接販売（「越境供給」）が増加していることにも鑑み、越境供給の際の事故報告や越境供給者によるリコールへの対応、ネット販売の際の違反製品の対応が議論されており、また、②「玩具等の子ども用製品の課題と対応」として、重大事故が多発していたマグネットボール及び水で膨らむボールは2023年5月にPSマーク対象製品に追加指定されたものの、それ以外の玩具には事後規制しか存在せず、物理的安全性（誤飲対策等）についての規制が存在しないことを踏まえて、玩具等の子ども用製品に関する事前規制の適用等が議論されています。

本報告書を踏まえてどのような法改正がなされるかは現時点では不明ですが、製品安全4法は、消費者を製品事故の危険性から保護するための法制度であり、社会情勢に応じた規制の強化・拡大が見込まれますので、今後の製品安全4法の動向が注目されます。

パートナー 藤津 康彦

☎ 03-6212-8326

✉ yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com

アソシエイト 加瀬 由美子

☎ 03-5293-4904

✉ yumiko.kase@mhm-global.com

Client Alert

8. 一般民事・債権管理：トランスジェンダーである経済産業省職員に対する、女性トイレの自由な利用を認めない旨の人事院判定が、裁量権の逸脱又は濫用であるとして、違法と判断された事例（最判令和5年7月11日）

いわゆる LGBT 理解増進法案が衆参両院で可決される等、現代社会において、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性への配慮は、企業としての必須事項となりつつあり、ビジネスの場面における多様性の受容という観点からは、企業価値の社会的な責任とも相まって、特に注目される重要トピックとなっています。

このような社会の潮流があるなか、最判令和5年7月11日（「本最高裁判決」）は、性同一性障害の診断を受け、女性として勤務する経済産業省職員（上告人）が、国家公務員法 86 条に基づき行った、職場の女子トイレを制限なく使用すること等に係る行政措置の要求について、これを認めない旨の人事院判定（「本件判定」）が、裁量権の逸脱又は濫用であるとして、違法であるとの判示を行いました。

本事件の上告人は、経済産業省に勤務する職員であるところ、生物学的な性別は男性ながら、性同一性障害である旨の医師の診断を受け、女性として私生活を送っている、いわゆる Male to Female のトランスジェンダーであり、自身の職場にも、女性の服装等で勤務していました（なお、健康上の理由から、性別適合手術は受けていませんでした。）。

本件は、上記のような上告人が、自身の執務階とその上下階の女性トイレの使用が制限されていること（「本件処遇」）等を不服として実施した、職場の女子トイレを制限なく使用すること等に係る行政措置の要求に対する人事院の本件判定について、その取消を請求した事案です。

第一審判決（東京地判令和元年12月12日）は、本件判定を違法とし取消請求を認容していましたが、控訴審判決（東京高裁令和3年5月27日）は、性自認に基づいた性別で生活するのは法律上保護された利益としつつも、経済産業省（使用者）は他の職員の性的羞恥心や性的不安等も考慮して適切な職場環境を構築する責任を果たす必要があり、女性トイレの使用制限も裁量を超えないとして、請求を棄却していました。

本最高裁判決は、以下の事情を挙げて、遅くとも本件判定時点では、上告人に執務階の女性トイレを使用できないという不利益を甘受させるだけの具体的な事情が存在しないと判示し、本件判定が、上告人の不利益を不当に軽視し、人事院の裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであるとして、控訴審判決を破棄しました。

- ・上告人は、性別適合手術を受けていないものの、女性ホルモンの投与を受けていること
- ・上告人は、性衝動に基づく性暴力の可能性が低い旨の医師の診断を受けていること
- ・本件処遇の下で上告人が自身の執務階から2階以上離れた階の女性トイレを使用したことによるトラブルが発生していないこと

Client Alert

- ・上告人が女性トイレを使用することに関して、上告人の職場にて実施された説明会において、上告人が執務階の女性トイレを利用することに明確に異を唱えた職員が存在しなかったこと

本最高裁判決の補足意見では、「本判決（本最高裁判決）は、トイレを含め、不特定又は多数の人々の使用が想定されている公共施設の使用の在り方について触れるものではない。」と明記されていますが、本最高裁判決の判示を踏まえ、民間企業においても、本件の上告人と類似するケースにおいて、トランスジェンダーの方々の立場に十分に配慮し、トイレをはじめとする様々な施設の使用方法等について、真摯に調整を尽くすことが望ましいと考えられます。

冒頭にも述べたとおり、現代社会においては、ビジネスの場面における多様性の受容は、特に注目される重要トピックの一つであり、一般企業においても、社会的価値観のアップデートに乗り遅れることなく、企業として多様性を支持し、受容する旨を公表する、多様性を受容する社内風土を醸成するための施策を実施する等、対外・対内（社内）双方に向けた積極的な対応を進めることが望ましいと考えられます。

パートナー 稲生 隆浩
☎ 03-5220-1857
✉ takahiro.inou@mhm-global.com
アソシエイト 稲津 康太
☎ 03-5293-4843
✉ kota.inatsu@mhm-global.com

9. M&A：経済産業省、「企業買収における行動指針（案）」に係るパブリックコメントを実施

経済産業省は、2023年6月8日、「企業買収における行動指針（案）」（「本指針（案）」）を公表するとともに、同日から2023年8月4日までの間、本指針（案）に係るパブリックコメントを実施しました。

本指針（案）では、上場会社の経営支配権を取得する買収一般において尊重されるべき3つの原則（①企業価値・株主共同の利益の原則、②株主意思の原則、及び③透明性の原則）や、「企業価値の向上と株主利益の確保」や「株主意思の尊重と透明性の確保」といった基本的視点が掲げられています。また、より具体的に、買収提案を巡る取締役・取締役会の行動規範や、買収に関する透明性の向上、買収への対応方針・対抗方針についての記載がなされています。本指針（案）の概要については、当事務所ニュースレター「経済産業省『企業買収における行動指針（案）－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－』についてパブリックコメントを開始」（[CORPORATE NEWSLETTER 2023年6月号（Vol.40）](#)）をご参照ください。

Client Alert

今後、パブリックコメントにおいて広く国内外から集められた意見を踏まえた上で、「企業買収における行動指針」が策定される予定です。「企業買収における行動指針」が実務に与える影響はかなり大きなものとなると考えられますので、今後の動向に注意する必要があります。

パートナー 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhm-global.com
アソシエイト 木内 遼
☎ 03-5293-4849
✉ ryo.kiuchi@mhm-global.com

10. キャピタル・マーケット：金融庁、重要な契約の開示に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の改正案を公表

2023年6月30日、金融庁は、有価証券報告書等における「重要な契約」の開示に関して、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正（案）（「本改正案」）を公表しました。本改正案は、企業の締結する「重要な契約」について、有価証券報告書等又は臨時報告書において開示すべき契約の類型や開示内容を明らかにしたものであり、具体的には以下のとおりです。

(1) 有価証券報告書等での開示

企業が以下の契約を締結している場合等には、有価証券報告書等において契約の概要等を開示することが求められます。

- ・株主との間でガバナンスに関する合意（役員候補者指名権の合意、議決権行使内容を拘束する合意、事前承諾事項等に関する合意）を含む契約を締結している場合
- ・大量保有報告書を提出した株主等との間で、株主保有株式の処分・買増し等に関する合意（保有株式の譲渡等の禁止・制限の合意、保有株式の買増しの禁止に関する合意、株式の保有比率の維持の合意、契約解消時の保有株式の売渡請求の合意）を含む契約を締結している場合
- ・財務上の特約の付されたローン契約の締結又は社債の発行をしている場合であって、その残高が連結純資産額の10%以上である場合

(2) 臨時報告書の提出

有価証券報告書提出会社が、財務上の特約の付されたローン契約の締結又は社債の発行をした場合であって、その元本又は発行額の総額が連結純資産額の3%以上の場合には、契約の概要（契約の相手方、元本総額及び担保の内容等）や財務上の特約の内容を記載した臨時報告書の提出が求められることとなります。

Client Alert

本改正案のうち(1)については2025年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用、(2)については同年4月1日以後に提出される臨時報告書から適用されます。我が国の企業の「重要な契約」に関する開示については、以前から諸外国と比較して十分な開示がなされていないとの指摘がなされていたところですが、本改正により、有価証券報告書を提出する各企業においては、既存の契約における上記に該当する合意の有無の確認や、当該合意があった場合における開示の充実化が求められます。

パートナー 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katsumasa.suzuki@mhm-global.com
シニア・アソシエイト 森田 理早
☎ 03-6213-8124
✉ risa.morita@mhm-global.com

11. 税務：ストックオプション税制に係る通達の改正について

国税庁は、2023年7月7日、「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」（法令解釈通達）を一部改正しました（「本改正」）。

本改正により、税制適格SOの権利行使価額要件（租税特別措置法29条の2第1項3号）に係る「1株当たりの価額」については、所得税基本通達23～35共-9の例によって算定することが明確化されるとともに、取引相場のない株式の「1株当たりの価額」について、一定の条件のもとに、財産評価基本通達の例によって算定しているときは、当該権利行使価額要件を満たしているとして取り扱うこととされました。

また、「ストックオプションに対する課税（Q&A）」が改訂され、本改正を受けて問7から問10が追加されています。税制適格SOについては、「新株予約権に係る契約により与えられた新株予約権を当該契約に従って行使する」ことが要件とされており、当該契約で定めた事項を変更した場合は、原則として税制適格SOに該当しませんが、問10において、税制適格SOの要件を満たしている契約について、「通達改正後に権利行使価額を引き下げる契約変更を行った場合で、かつ、当該契約変更後の権利行使価額が同通達に定めた権利行使価額に関する要件を満たしているとき」は、例外的に税制適格SOとして認められることが明記されている点は、注目されます。

なお、本改正と同内容の通達改正案の詳細につきましては、当事務所の [TAX LAW NEWSLETTER 2023年6月号 \(Vol.57\)](#) でもご紹介しておりますのでご参照ください。

<参考資料>

「『租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて』の一部改正について（法令解釈通達）」
（国税庁HP）

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/shotoku/sochiho/kaisei/230707/index.htm>

Client Alert

「ストックオプションに対する課税 (Q&A)」（最終改訂令和 5 年 7 月）

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/kaisei/230707/pdf/02.pdf>

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 捨田利 拓実

☎ 03-5293-4862

✉ takumi.shatari@mhm-global.com

12. 中国・アジア（ベトナム）：オフショアローンに関する通達の改正

ベトナムでは、2023 年 6 月 30 日、政府保証のないオフショアローンに関するベトナム国家銀行（「SBV」）の通達（Circular No.08/2023/TT-NHNN：「新通達」）が発出され、2023 年 8 月 15 日より施行が予定されています。新通達は、これまでベトナムへの（政府保証のない）オフショアローンに適用されてきた現行の通達 12 号（Circular No.12/2014/TT-NHNN：「現行通達」）を改正するものです。

新通達は、複数の実務上重要な改正事項を含んでいるところ、本稿では、現地企業の資金調達に重要な影響を与え得る変更点の一部についてご紹介します。

(1) オフショアローンの目的に関する規定の変更

ベトナムでは、現行通達上も、借入人の属性（①ベトナムの金融機関若しくは外国銀行のベトナム支店、又は②その他の属性）及び返済期限によってオフショアローンに適用される資金用途規制が分類されているところ、新通達でも当該分類自体は維持され、規制内容の変更が行われました。その中でも多くの企業に適用のある②の類型（金融機関以外による借入れ）において、現行通達と新通達の規制内容の相違点は、概ね下表記載のとおりです。

オフショアローンの種類	オフショアローンの目的	
	現行通達	新通達 ※下線は変更箇所
短期オフショアローン (1 年未満の返済期限が設定されている借入れ)	<ul style="list-style-type: none"> 借入人の生産・事業計画又は投資プロジェクトの実施 借入人の既存オフショアローンの借換え：借換え後のローンの借入コストが借換え前のローンの借入コストを超えてはならな 	<ul style="list-style-type: none"> 借入人の既存海外債務の借換え：貸付額は、借換え前の海外債務の元本残高、未払利息、手数料残高、及び借換え日に決定される新ローンの手数料の合計を超えてはならない 他の短期債務（借入人の投資プロ

Client Alert

	<p>い</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中・長期的目的での短期オフショアローンの禁止 	<p><u>プロジェクト、生産・事業計画又はその他のプロジェクトの実施において生じるもので、企業会計規制に従い決定されるもの）の支払い。但し、国内ローンの元金の返済に使用することはできない</u></p>
<p>中長期オフショアローン (1年以上の返済期限が設定されている借入れ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 借入人又は借入人が直接投資した企業の生産・事業計画又は投資プロジェクトの実行 <ul style="list-style-type: none"> - 投資登録証のある投資プロジェクトの場合：貸付額は、借入人の出資と投資登録証の投資金額との差額を超えてはならない - 生産・事業計画の実行又は投資登録証のない投資プロジェクトの場合：貸付額は、他のローンの残高との合計が、生産・事業計画又は当局の承認を受けた投資プロジェクトに定める総借入金額を超えてはならない ● 借入人の既存オフショアローンの借換え：借換え後のローンの借入コストが借換え前のローンの借入コストを超えてはならない 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>借入人の投資プロジェクトの実行：貸付額（借入金の元本）は、借入人の出資と投資証明書/投資登録証等に記載された総投資金額との差額を超えてはならない</u> ● <u>借入人の生産・事業計画又はその他のプロジェクトの実行：貸付額は、他のローンの残高との合計が、当局の承認を受けたオフショアローン使用計画に定める総借入金額を超えてはならない</u> ● <u>借入人の既存海外債務の借換え：貸付額は、借換え前の海外債務の元本残高、未払利息、手数料残高、及び借換え日に決定される新ローンの手数料の合計を超えてはならない</u>

これらのうち注目すべき点として、現行通達では、中長期ローンについては借入人が直接投資した企業の事業・プロジェクトに使用することが認められていましたが、新通達ではそのようなことを明示した文言が見当たりません。もっとも、借入人の事業計画「又はその他のプロジェクト」の実行に使用することが可能と規定されているため、「その他のプロジェクト」の解釈如何によっては、中長期オフショアローンを子会社の事業に供する余地もあり得、この点は、今後の政府当局の解釈・運用を注視する必要があると考えられます。

(2) ベトナムドン建てオフショアローン規制の緩和

現行通達では、ベトナムドン建てのオフショアローンは、(i)借入人がマイクロファイナンス会社である場合、(ii)貸付人による借入人への直接投資活動から配当されたベ

Client Alert

トナムドン建ての利益の範囲内での貸付の場合、又は(ii)その他 SBV 総裁による承認を経た場合にのみ認められていました。しかし、新通達では、SBV 総裁による承認を経た場合というカテゴリーが消え、新たに、融資実行と返済支払は当事者の合意した為替レートで外貨で行われるものの、ローン債務についてはベトナムドンベースで決定される場合というカテゴリーが設けられました。このような実質的なベトナムドン建てオフショアローンは、従来は一般的に利用されておらず、今後の利用状況や SBV の運用も含めて注目されます。

(3) 借入コストに関する規制の導入見送り

新通達に先立って SBV から公表された通達案においては、オフショアローンから生じる借入コストにつき、基準金利に年率 8% を上乗せした金額等を上限とする旨の規定が含まれており、実務への影響が懸念されていましたが、新通達においては、このような具体的かつ一律の上限規制の導入は見送られました。もっとも、新通達においては、SBV 総裁が借入コストに関する規制を導入できる旨の根拠規定が盛り込まれており、今後、具体的な上限規制が導入されるかについては、引き続き注意が必要です。

以上のほかにも新通達では重要な変更が盛り込まれており、また、条文の文言のみでは趣旨が不明確な事項も多々あることから、今後の当局による解釈・運用につき、注視が必要と考えられます。

パートナー 江口 拓哉
☎ +84-28-3622-2601 (ホーチミン)
☎ 03-5223-7745 (東京)
✉ takuya.equuchi@mhm-global.com

パートナー 武川 丈士
☎ +84-24-3267-4101 (ハノイ)
✉ takeshi.mukawa@mhm-global.com

パートナー 眞鍋 佳奈
☎ +84-28-3622-1632 (ホーチミン)
✉ kana.manabe@mhm-global.com

パートナー 岸 寛樹
☎ +84-24-3267-4102 (ハノイ)
✉ hiroki.kishi@mhm-global.com

パートナー 西尾 賢司
☎ +84-28-3622-2602 (ホーチミン)
✉ kenji.nishio@mhm-global.com

アソシエイト 大西 敦子
☎ +84-24-3267-4107 (ハノイ)
✉ atsuko.onishi@mhm-global.com

アソシエイト 湯浅 哲
☎ +84-28-3622-2613 (ホーチミン)
✉ tetsu.yuasa@mhm-global.com

Client Alert

13. 新興国（チリ）：チリ労働法の改正（法定労働時間の短縮等）

2023年4月11日、チリ国会は労働法（Código del Trabajo）の改正法案を可決しました。（改正法案の内容は[こちら](#)（スペイン語））。同改正法は、同年4月26日付で公布されています。

公布された改正法（「本件改正法」）による改正点は多岐に亘ります⁸が、主な改正点は、法定労働時間が週45時間から週40時間へ短縮されたことにあります。

現在のチリの平均労働時間はOECD（Organisation for Economic Co-operation and Development）の加盟国の中でも上位に位置付けられていますが、本件改正法により法定労働時間が週40時間に短縮されることで、多くのOECD加盟国と同水準の平均労働時間となることが想定されます。

法定労働時間は段階的に短縮されることとされており、具体的には、本件改正法公布の1年後（2024年4月）に週44時間、3年後（2026年）に週42時間、5年後（2028年）に週40時間へと短縮されます。この経過措置はあくまで期限を定めたものであり、使用者が期限前に労働環境を見直すことは妨げられていません。現に本改正法が可決される前から、労働時間を週40時間としている企業も存在しています。

また、本件改正法により、上級管理職及び業務の性質上、上司の監督下に置かれない労働者に対してのみ労働時間の規制が適用されないこととなり、法定労働時間の適用除外となる対象が大幅に制限されることになりました。

改正された条項の多くは本件改正法の公布から1年後に施行されますので、本改正法の実務運用や動向に引き続き注視するとともに、改正点を踏まえて今のうちから対応を進めておくことが望まれます。

パートナー 梅津 英明

☎ 03-6212-8347

✉ hideaki.umetsu@mhm-global.com

アソシエイト 石田 祐一郎

☎ 03-5223-7755

✉ yuichiro.ishida@mhm-global.com

アソシエイト 松本 光資

☎ 03-6266-8923

✉ koshi.matsumoto@mhm-global.com

⁸ 法定労働時間の改正以外には、最低労働勤務日数が週5日から週4日とされたことや12歳未満の児童を家庭に抱える労働者は始業時間若しくは終業時間を1時間ずらすことができるようになったこと等が挙げられます。

Client Alert

14. 国際訴訟・仲裁：ICC が国際仲裁における和解手続についてレポートを公表

7月3日、代表的な仲裁機関であるICC（国際商業会議所）は、国際仲裁における和解手続についてレポートを公表しました。日本の訴訟では、判断権者である裁判官が和解手続に関与することは普通のことですが、国際仲裁では、判断権者である仲裁人が和解手続に関与することは基本的に避けられてきました。その主たる理由は、仲裁人の中立性が、和解手続への関与によって損なわれることが懸念されるためです。ICCの本レポートは、この伝統的な考え方を前提としつつも、仲裁人が和解を促進する方法について検討を行っています。

本レポートは、その主たる方法として、次の3つを提示しています。

第1は、定期的に手続協議期日（case management conferences）を設けるというものです。国際仲裁では、日本の訴訟のように定期的に期日を設けることは一般的ではありません。しかし、本レポートでは、定期的に期日を設け、つど、各当事者の立場を確認し、また、仲裁人が重要と考えられる争点が何かにつきコメントをすることが、当事者双方が和解に向け歩み寄りを考える契機になる可能性があるとして述べています。

第2は、スケジュール上あらかじめ、和解協議ないし調停の実施を定めることです。国際仲裁は、計画審理として進められ、初期の段階で、審理スケジュールが定められます。そのスケジュールの中に、和解協議ないし調停の実施を組み込むことが、本レポートにおいて紹介されています。和解協議を当事者の一方から持ちかけることについては、弱気に映るのではないかとという抵抗感があり得ますが、あらかじめ和解協議の場が審理スケジュールに組み込まれていれば、このような抵抗感なく和解協議を行うことができます。

第3は、仲裁人からの暫定的心証開示です。日本の訴訟では、裁判官が暫定的心証開示をすることは一般的ですが、国際仲裁では、基本的に避けられてきました。本レポートにおいても、暫定的心証開示は、上記第1及び第2の方法よりも慎重に行われるべきであり、当事者双方の明示的な同意の上で行われるのが一般的であるとされています。

本レポート以外にも、近年、国際的な紛争解決の分野において、和解を促進する動きが多くみられます。例えば、ICC 仲裁規則の2021年改正において、仲裁人が当事者に対して和解検討を促せることが、附属書（Appendix）において明示されました。JCAA（日本商事仲裁協会）も、インタラクティブ仲裁規則という、仲裁人と当事者のコミュニケーションを通常より多く求める規則の2021年版において、仲裁人が暫定的心証開示をすることを規則上定めています。日本がシンガポール調停条約という、国際調停に国際的な執行力を確保するための条約に加盟するための承認、国内法整備が、今年国会で行われました。

国際的な紛争解決の望ましい方法として、和解が益々注目される流れにあります。

Client Alert

パートナー 関戸 麦

☎ 03-5223-7759

✉ mugi.sekido@mhm-global.com

外国法カウンセラー Colin Trehearne

☎ 03-5220-1827

✉ colin.trehearne@mhm-global.com

15. 国際通商（投資管理）：欧州委員会（EC）による EU 外国補助金規制（Foreign Subsidies Regulation）（FSR）の施行規則の成案の採択

2023年7月10日、欧州委員会（European Commission）は、同年2月6日から3月6日にかけて実施されたパブリックコメント期間中に寄せられた意見を踏まえた外国補助金規制（FSR）の施行規則（「本規則」）の成案を採択しました。

2023年2月に本規則のドラフトが公表された際は、届出書に記載を求められる事項が多岐に亘っていたことから実務上の負担が重いのではないかとの指摘が多くみられましたが、今回公表された成案においては、当該指摘を踏まえ、一定の場合を除き届出書に記載すべき事項が簡略化されており、FSRに基づく届出を巡る実務上の負担は一定程度軽減されたといえます。以下、当該点について概説します。

まず前提として、FSRにおいて事前届出義務が生じる要件は、企業結合の場合と公共調達の場合とでそれぞれ以下のとおりです。

【企業結合】

- ・売上高要件：対象会社（株式取得）、JV（JV組成）、又は当事会社のうちの1社（合併等）が、欧州域内において設立され、かつ、その直近事業年度における欧州売上高が5億ユーロ（約780億円）以上であって、
- ・資金的貢献要件：当事会社グループに対して過去3年間に付与された「資金的貢献」の合計額が5,000万ユーロ（約78億円）を超える場合

【公共調達】

- ・契約金額要件：公共調達の契約額が2.5億ユーロ（約390億円）以上であって、
- ・資金的貢献要件：当事会社グループに対して過去3年間に付与された「資金的貢献」の合計額が400万ユーロ（約6億円）を超える場合

届出書への記載が求められる「資金的貢献」の基準は、過去3年間、100万ユーロ（約1.5億円）以上のものとされており、「域内市場の歪曲（distort the internal market）」が認められる可能性が高い高リスクの資金的貢献については、基本的に全当事者が当該資金的貢献の詳細を記載する必要があります。

Client Alert

他方で、今回の成案により、高リスクの資金的貢献以外の資金的貢献について、概要以下のとおり簡易的な記載が許容されることとなりました。

- ① 届出義務者のみが届出書に記載すれば足够了。
- ② 資金的貢献の内容については、種類ごとの概括的記載で足り、非加盟国ごとの推計合計額について幅を持たせて記載することで足够了。
- ③ 非加盟国1国ごとに4,500万ユーロ（約70億円）を下回る資金的貢献について記載が不要となりました。
- ④ 通常の事業活動の範囲において、市場価格で提供又は購入された商品又はサービスに関する記載が不要となりました。
- ⑤ PEファンドについては、一定の要件の下、同一事業者により運営されていた場合であっても他ファンドに関する記載が不要となりました。

もっとも、FSRに関しては、「外国補助金」や「域内市場の歪曲」の範囲をはじめ、依然として不明瞭な要件も残されています。また、企業グループ全体で届出基準を充足しているか否かの判断を行う必要がある点についても変わっておらず、実務的な負担は引き続き重いとわがざるを得ません。

欧州に拠点を有している企業のみならず、欧州企業のM&A取引等を検討したり、欧州における公共調達への参加を検討したりしている日本企業は、本年10月12日の事前届出義務に関する規定の施行までの間に可能な範囲で本規則への対応に向けた準備をしておくことが求められます。EUの外国補助金規制の概要及び実務上の影響の詳細は、[INTERNATIONAL TRADE LAW BULLETIN, ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER 2023年3月22日号](#)も併せてご参照ください。

なお、本年6月に公表された米国のHart-Scott-Rodino法（HSR法）に基づく企業結合の届出書フォーマットの改正案においても、外国における補助金に関する情報を届出書に記載することが求められており、外国における補助金に関する情報の収集は今後EU以外の法域でも必要になる可能性がある点にも留意が必要です。

米国におけるHSR法に基づく企業結合の届出書フォーマットの改正案の詳細は、[ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER 2023年7月号（Vol.6）](#)も併せてご参照ください。

パートナー 高宮 雄介

☎ 03-6266-8744

✉ yusuke.takamiya@mhm-global.com

アソシエイト 筑井 翔太

☎ 03-6212-8394

✉ shota.tsukui@mhm-global.com

Client Alert

セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー 『出版記念セミナー「詳解保険業法 [第2版]」』
開催日時 2023年8月9日(水)～2023年8月10日(木)
講師 吉田 和央
主催 一般社団法人金融財政事情研究会

- セミナー 『監査等委員会設置会社への移行とガバナンス向上のための設計・運営上の留意点』
視聴期間 2023年8月15日(火) 10:00～2023年10月13日(金) 17:00
講師 渡辺 邦広
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『《宇宙ビジネスに参入する際に押さえておきたい》宇宙ビジネスをめぐるルールと法的留意点』
開催日時 2023年8月22日(火) 14:00～16:00
講師 大段 徹次
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『ジョイントベンチャー案件の留意点～デュー・デリジェンス、契約交渉、設立後に関し豊富な実例を交えて解説～』
開催日時 2023年8月24日(木) 10:00～12:00
講師 岡野 貴明
主催 金融財務研究会

- セミナー 『第5期 取締役会運営に関する事務局勉強会(全5回)』
視聴期間 2023年8月25日(金) 12:30～2023年12月19日(火) 17:00
講師 澤口 実
主催 一般社団法人経団連事業サービス

- セミナー 『競争法先端実務研究会「生成AI(ChatGPT等のジェネレーティブAI)を活用した事業活動と独禁法/競争法・競争政策」』
開催日時 2023年8月25日(金) 17:30～18:30
講師 高宮 雄介
主催 競争法先端実務研究会

Client Alert

- セミナー 『ドメインネームに関する「ソフトロー」とオンライン紛争解決(ODR)』
開催日時 2023年8月28日(月) 19:45~21:00
講師 増田 雅史
主催 JPI(日本計画研究所)

- セミナー 『第5186回金融ファクシミリ新聞社セミナー「プロジェクトファイナンスの実務～リスク分担の押さえておくべきポイント～」』
開催日時 2023年8月29日(火) 13:30~16:30
講師 末廣 裕亮
主催 株式会社FNコミュニケーションズ

- セミナー 『IPOに関わる近時の制度改正や最新の重要トピック』
開催日時 2023年8月29日(火) 15:00~17:00
講師 宮田 俊、平川 諒太郎
主催 株式会社FNコミュニケーションズ

- セミナー 『金融機関におけるファンド業務の規制と国内・外国ファンドの契約実務』
開催日時 2023年8月31日(木) 9:30~12:30
講師 田中 光江、白川 剛士、湯川 昌紀
主催 株式会社セミナーインフォ

- セミナー 『ベンチャー・キャピタル/プライベート・エクイティ・ファンドの組成・規制対応・契約実務～LLP-LPSスキームに関する改正等の最新トピックを含めて実務を詳説～』
開催日時 2023年8月31日(木) 13:30~16:30
講師 中野 恵太
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『インセンティブ報酬設計の実務上の留意点』
視聴期間 2023年9月1日(金) 10:00~2023年10月31日(火) 17:00
講師 奥山 健志、酒井 真
主催 株式会社プロネクサス

Client Alert

- セミナー 『～3時間で理解する！～企業における ChatGPT を含む生成系（ジェネレーティブ）AI 活用の法務実務～利用態様を踏まえて基礎から実務上のポイントを詳説～』
開催日時 2023年9月4日（月）14:00～17:00
講師 田中 浩之
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『第5191回金融ファクシミリ新聞社セミナー「IPOに関わる近時の制度改正や最近の重要トピック」』
開催日時 2023年9月5日（火）13:30～15:30
講師 宮田 俊、平川 諒太郎
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『サイバーセキュリティ法務に詳しい弁護士4名が徹底議論！サイバーセキュリティリスクと契約実務』
開催日時 2023年9月5日（火）15:00～16:30
講師 蔦 大輔
主催 BUSINESS LAWYERS / 弁護士ドットコム株式会社

Client Alert

文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

➤ 本

『事実認定体系<債権総論編>1~3』(2023年6月刊)



出版社

第一法規株式会社

著者

村田 渉

➤ 本

『Q&A 越境ワークの法務・労務・税務ガイドブック』(2023年6月刊)



出版社

株式会社日本法令

著者

西本 良輔、上田 雅大、五十嵐 充、奥田 亮輔、澤 和樹、須賀 裕哉、原田 昂、西村 良、渡邊 悠介、奥田 敦貴、中村 太智、関 志保、石田 祐一郎、内田 麻璃子、金 載中、榎原 宏季、児玉 祐基、齋藤 愛乃、藤井 祐輔、森 琢真

➤ 本

『アジア新興国の M&A 法制 (第 4 版)』(2023 年 8 月刊)



出版社

株式会社商事法務

著者

武川 文士、小松 岳志、小島 義博、梅津 英明、関口 健一、佐藤 貴哉、細川 怜嗣、花村 大祐、大林 尚人(編著)、石本 茂彦、土屋 智弘、江口 拓哉、高谷 知佐子、田中 光江、秋本 誠司、江平 享、小山 洋平、眞鍋 佳奈、川村 隆太郎、塙 晋、佐伯 優仁、井上 淳、臼井 慶宜、岸 寛樹、園田 観希央、竹内 哲、西本 良輔、増田 雅史、新井 朗司、西尾 賢司、田中 亜樹、喜多野 恭夫、畠山 佑介、御代田 有恒、山本 健太、岩澤 祐輔、大西 敦子、小林 高大、千原 剛、大段 徹次、毛阪 大佑、齋藤 悠輝、福島 翔平、片野 泰世、シャハブ 咲季、筑井 翔太、原田 昂、木内 遼、小坂 翔子、小林 花梨、紫垣 遼介、鋤崎 有里、滝口 浩平、立元 寛人、逸見 優香、松尾 博美、菊池 春香、

Client Alert

重富 賢人、野々口 華子、パヌパン・ウドムスワンナクン、
プームパット・ウドムスワンナクン（共著）

- 論文 「知財・無形資産に着目した融資実務の展望—事業成長担保権に関する議論を踏まえながら」
掲載誌 NBL No.1245
著者 佐藤 正謙、倉持 喜史（共著）
- 論文 「パネルディスカッション ChatGPT と生成 AI に関する法的倫理的課題」
掲載誌 NBL No.1245
著者 田中 浩之
- 論文 「個人情報保護をめぐる実務対応の最前線（第 16 回・完） 個人情報保護法のあるべき姿と現在地」
掲載誌 NBL No.1246
著者 岡田 淳、北山 昇、小川 智史、松本 亮孝（共著）
- 論文 「インターネット上の口コミの削除請求 —その法律構成について」
掲載誌 ジュリスト No.1586
著者 内田 貴
- 論文 「相談室 Q&A 会社法務 ChatGPT などでは話題の対話型 AI を社内利用する際の検討ポイント」
掲載誌 企業会計 Vol.75 No.8
著者 増田 雅史
- 論文 「改正公益通報者保護法の現場実務—施行から 1 年で見えてきた課題と対応策—」
掲載誌 資料版商事法務 No.471
著者 山内 洋嗣、金山 貴昭、今泉 憲人、稲垣 尊仁（共著）
- 論文 「Private Equity in Japan: Overview」
掲載誌 Practical Law
著者 棚橋 元、田中 光江、内田 修平、酒井 真（共著）

Client Alert

- 論文 「The International Comparative Legal Guide - Aviation Finance & Leasing 2023 Japan Chapter」
掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Aviation Finance & Leasing 2023
著者 尾本 太郎、酒井 真、湯川 昌紀（共著）

- 論文 「International Comparative Legal Guide to: Data Protection 2023 – Japan Chapter」
掲載誌 International Comparative Legal Guide to: Data Protection 2023
著者 林 浩美、湯川 昌紀（共著）

- 論文 「Chambers Global Practice Guides Construction Law 2023 - Japan Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Construction Law 2023
著者 蓮本 哲、田中 洋比古、内津 冬樹（共著）

- 論文 「Chambers Global Practice Guide Alternative Energy & Power 2023 - Japan Trends and Developments」
掲載誌 Chambers Global Practice Guide Alternative Energy & Power 2023
著者 小林 卓泰、岡谷 茂樹、村上 祐亮、野間 裕亘（共著）

- 論文 「Global Legal Insights - Mergers & Acquisitions 2023 - Indonesia Chapter」
掲載誌 Global Legal Insights - Mergers & Acquisitions 2023
著者 アバディ・ティスナディサストラ、アルファ・デヴィ・セティアワティ、ロビー・ジュリウス

Client Alert

NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- **2022 年度リフィニティブ「DEALWATCH AWARDS」の日本株式・株式関連部門発行体側リーガルアドバイザー・ランキングにて 1 位を獲得しました**
2022 年度のリフィニティブ「DEALWATCH AWARDS」において、当事務所は、日本株式・株式関連部門 発行体側のリーガルアドバイザー・ランキングで 1 位を獲得いたしました。
- **Asia Business Law Journal による Japan's Top 100 Lawyers 2023 にて当事務所の 15 名の弁護士が選出されました**
Asia Business Law Journal 誌による Japan's Top 100 Lawyers 2023 において、当事務所の以下 15 名の弁護士が選出されました。
竹野 康造、佐藤 正謙、三浦 健、藤原 総一郎、棚橋 元、高谷 知佐子、石綿 学、大石 篤史、小澤 絵里子、小林 卓泰、鈴木 克昌、尾本 太郎、青山 大樹、江平 享、大西 信治
- **Chambers High Net Worth 2023 にて高い評価を得ました**
Chambers High Net Worth 2023 において、当事務所は日本における Private Wealth Law の分野で Band 1 にランクインし、大石篤史弁護士と酒井真弁護士が高い評価を得ました。

分野

JAPAN

Private Wealth Law (Band 1)

弁護士

JAPAN

Private Wealth Law

大石 篤史 (Band 1)

酒井 真 (Band 1)

- **IAM Patent 1000: The World's Leading Patent Professionals 2023 にて高い評価を得ました**
IAM Patent 1000: The World's Leading Patent Professionals 2023 において当事務所は Gold Band の評価を受け、litigation 及び transactions の分野で最上位グループにランキングされました。また、当事務所の以下の弁護士も各分野で高い評価を受けました。

Individuals: Litigation : 三好 豊、小野寺 良文、岡田 淳、上村 哲史

Client Alert

Individuals: Transactions : 岡田 淳

- **小山 洋平 弁護士が The International A-List 2023 に選ばれました**
India Business Law Journal 誌において同誌の独自調査により、当事務所の小山洋平 弁護士がインド関連案件のエキスパートとして The International A-List 2023 に選ばれました。
- **ジャカルタオフィス移転のお知らせ**
森・濱田松本法律事務所 ジャカルタオフィス* (*提携事務所) は、この度、2023年7月25日より下記に移転いたしましたのでご案内申し上げます。

移転先 :

Treasury Tower 2F, SCBD, Lot 28 District 8,
Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53, Senayan, Kebayoran Baru,
Jakarta Selatan, Jakarta 12190, Indonesia
TEL : +62-21-3020-0222
※オフィスの TEL に変更はございません。

業務開始日 :

2023年7月25日(火)

- **インドネシアにおけるストラテジック・インテリジェンスサービスの開始について**
森・濱田松本法律事務所は、インドネシア・ジャカルタにおいて、本年7月までインドネシア投資省(BKPM) ジャパンデスク担当として活動していた本間 久美子 氏(以下「本間氏」)を迎え、ストラテジック・インテリジェンスサービスの提供を開始することを決定いたしました。
ストラテジック・インテリジェンスサービスとは、インドネシア現地の政治・経済・各種統計情報等をインドネシア語の一次情報から収集し、当該情報を多面的に分析すること、当該分析結果を当地事情も踏まえて立体的に提供しつつ、必要に応じた政府機関への働きかけについてもサポートすることを内容としたサービスとなります。
インドネシアでは、既存事業拡大や新規事業開始等の経営戦略を検討する際に、必ずしも文字化されていないインドネシア政治・経済・業界動向の動きを把握することや、散逸している情報を統合し、多角的な分析を行うことは必ずしも容易ではありません。ストラテジック・インテリジェンスサービスは、このようなお悩みを持たれているクライアントの皆様のニーズにお応えし、インドネシアにおける経営戦略の検討と実行に活かしていただくためのサービスとなります。

Client Alert

ストラテジック・インテリジェンスサービスは、インドネシアでの日本政府機関等での職務経験が長く、また、直近では BKPM ジャパンデスクとしてインドネシア政府側にも入って活動をしてきた本間氏が中心となり、ジャカルタオフィスと一体となって提供させていただきます。本間氏はインドネシア語も堪能であり、日本政府機関・インドネシア政府の立場から、各種産業データを始めとするインドネシアの政治経済動向を長年に亘って取り扱っているプロフェッショナルです。

ストラテジック・インテリジェンスサービスは、従来の法務サービスに追加される新たな形のサービスであり、この機能の追加により、ジャカルタオフィスが提供する法務サービスについても、法令改正等の背景にある政治経済状況や業界動向をより深く理解した上で、更に深い法務アドバイスの提供をさせていただきます。

今後も、ジャカルタオフィスと本間氏が一体となって、クライアントの皆様のインドネシアにおける、Firm of Choice となれるよう、更に尽力して参ります。ストラテジック・インテリジェンスサービスの業務開始は、本年8月下旬を予定しておりますが、改めて開始時にはお知らせをさせていただきます。

【本間 久美子 氏略歴】

バンドン工科大学において4年間博士課程の研究を行い、その後、インドネシアにおいて日本国大使館及びジャカルタジャパンクラブ（日本商工会議所）にて執務（2014年～2019年）。2019年から2023年7月まで JICA 専門家として BKPM ジャパンデスク担当として活動。比較文明学博士（立教大学）。

- 内田 貴 弁護士が こども家庭庁 こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議 座長に就任しました
- 田中 浩之 弁護士が AI 法研究会生成 AI 部会長に就任しました
- 呂 佳叡 弁護士が独立行政法人国民生活センターの消費生活相談員研修として、「通信・端末の契約に関する相談対応に必要な法律知識」について講演を行いました
- 増田 雅史 弁護士外部コントリビューターとして関与した「バーチャルシティガイドライン ver2.0」がバーチャルシティコンソーシアムから公表されました
- 高松 レクシー 弁護士が Young SIAC (YSIAC) Council のメンバーに就任しました

Client Alert

- 佐藤 正謙 弁護士が公益財団法人トラスト未来フォーラム主催「デジタル時代の所有権と信託:経済学的・比較法的分析に基づく検討」に関する研究会 委員に就任しました
- 白岩 直樹 弁護士が平塚市総合計画審議会 委員に就任しました